

## 北海道住まいの総合情報「D o 住まい」運用規約

### 第一条（趣旨）

この規約は「北海道住まいの総合情報D o 住まい（以下、「D o 住まい」という。）のリンクの設定、解除及び情報の掲載等に関して、必要な事項を定めるものとする。

「D o 住まい」は、道をはじめ国や住宅関連団体、地域工務店グループ等がインターネット上で提供している住まいに関する情報を道が整理し、住まいに関する情報の共有化を図ることで、道民への利便性の向上を図るものである。

### 第二条（リンク対象）

リンクの対象とするホームページは、北海道（以下、「道」という。）が独自の判断により選定したホームページ、および開設者からリンク集への登録申請があった住まいに関するホームページとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、またはそのおそれがあると認められるものについては、対象としないものとする。

- （1）法令に抵触する内容であるもの
- （2）公序良俗に反するもの
- （3）他者に損害、不利益を与えるもの
- （4）他者を誹謗、中傷又は差別するもの
- （5）個人的に利益を目的とするもの
- （6）「D o 住まい」の趣旨に適合しないもの
- （7）その他、道が不相当と判断するもの

### 第三条（リンクの設定）

道が選定し開設者からリンクの承諾のあったホームページ、または開設者からリンク集への登録申請があったホームページで第二条に照らし適当と認めるものについて、リンクを設定する。

2 リンク設定にあたっては、その画面、画面内の位置については、道に一任されているものとする。

### 第四条（リンクの解除）

道は、リンクされたホームページについて次の各号に該当する場合には、当該リンクを解除できるものとする。

- （1）ホームページの内容が、第二条第2項に照らし適当と認められないものとなった場合
- （2）ホームページが閉鎖された場合
- （3）ホームページのURLが変更され、「D o 住まい」への連絡がないまま放置された場合
- （4）当該ホームページの開設者より、リンク設定の解除申請があった場合

### 第五条（リンク集への登録申請及び変更事項の連絡）

リンク集への登録申請は、ホームページの開設者が「D o 住まい」に定める様式により次の各号の事項を記載し、申し込むものとする。

- （1）開設者の氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名および代表者氏名）、所在地または住所および担当者連絡先（氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）
- （2）登録を希望する掲載欄
- （3）リンク集への登録申請するホームページのタイトル、URLおよび簡単な内容紹介文

- 2 リンク集への登録申請をもって、本規約の内容に同意したものとする。
- 3 前項によりリンク設定されたホームページの開設者は、当該ホームページを閉鎖した場合または当該ホームページのURLを変更した場合には、その旨を「D o 住まい」に速やかに連絡するものとする。

#### 第六条（免責事項）

道は、リンクされたホームページ（さらにリンクされたホームページを含む）の内容、メールアドレスの第三者利用及び当該ホームページを利用したことにより発生した、利用者および情報提供者のすべての不利益、損害等に対して、いかなる責任も負わないものとする。

#### 第七条（サイト内のサービスおよび情報の取り扱い）

「D o 住まい」内のリンク表示およびサービスに関わる記載について全て道に著作権、所有権は帰属する。北海道が許可した場合を除き、いかなる者も北海道の権利を侵害するコピー、複製、再発行、アップロード、無断掲示、伝送、配布をすることはできない。

#### 第八条（規約に対する同意、法的手続き）

この「北海道住まいの総合情報「D o 住まい」運用規約」すべての記載内容について、利用者は「D o 住まい」および「D o 住まい」の名称の下にサービスを提供する「サイト」を利用することを通じて、同意されたこととみなすものとする。

この「北海道住まいの総合情報「D o 住まい」運用規約」が任意に変更される将来に利用される場合も、その時点での内容に同意されていると見なされる。

指定されている場合を除き、「D o 住まい」及び「D o 住まい」の名称の下に提供されるサービスは、日本国内の利用者の皆様への提供を目的に日本国内において運営・管理される。

道はその他の国・地域でこの「サイト」の情報が入手できるか、内容が法的に遵守されているものか、また適切なものかを保証しない。

この「北海道住まいの総合情報「D o 住まい」運用規約」の準拠法は日本法とする。サービスまたはこの規約に関連して「D o 住まい」と利用者間で生じた紛争については札幌地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

#### 附則

この規約は、平成18年4月3日より実施する。